

# 参考資料

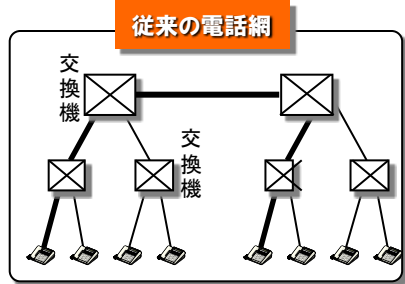
2009年11月30日

# 電気通信事業における競争政策の変遷(事前規制から事後規制へ)

「テレフォニー」から

ネットワーク構造の変化

「IPネットワーク」へ

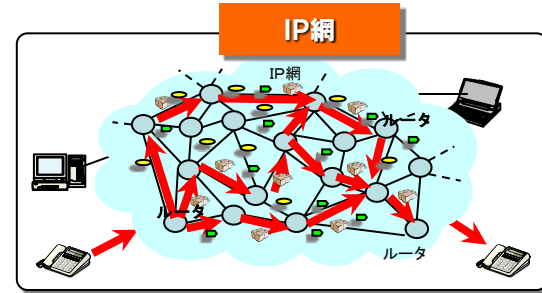


**ブロードバンド化・IP化**

(ブロードバンドサービス契約数:約3,091万加入(09.6現在))

**モバイル化**

(携帯電話・PHS加入数:約1億1,407万加入(09.9現在)  
※我が国の人口:約1億2,759万人(09.8 総務省人口推計月報))



ネットワーク構造や競争環境の変化に対応した競争政策の変遷

独占から競争へ

公正競争の確保・促進

事前規制から事後規制へ

1985年～

- 競争原理の導入
- 電電公社の民営化 (NTT設立)

1997年～

- NTTの再編成【99年】  
(ドミナント規制の導入)
- 接続ルールの制度化(固定通信市場)
- (参入規制の緩和)
- 需給調整条項の撤廃
- 外資規制の原則撤廃【98年】  
(業務規制の緩和)
- 料金認可制を事前届出制に【98年】

2001年～

- (ドミナント規制の拡充)
- 移動通信市場における接続ルールの制度化
- 禁止行為(※)規制の導入  
※特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱い等
- ユニバーサルサービス制度の創設【02年】
- 紛争処理委員会の創設

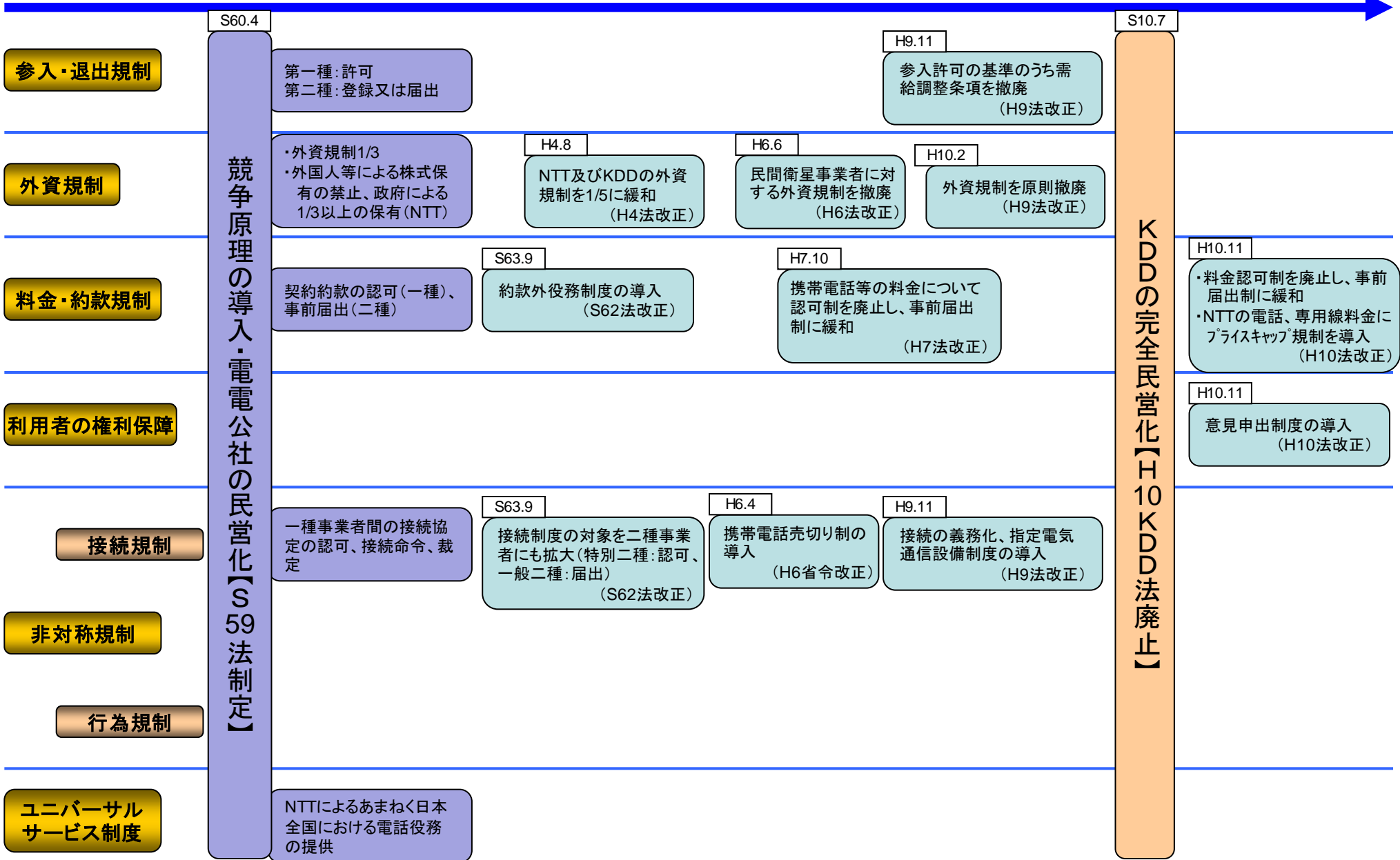
2004年～

- (参入規制の緩和)
- 参入許可の廃止(登録/届出)
- (業務規制の原則廃止)
- 料金・約款規制の原則廃止
- (消費者の権利保障)
- 重要事項の説明義務化等

※ドミナント規制: 市場支配的事業者(通信市場への影響力が大きく支配的(ドミナント)だと判断される通信事業者)に対する規制

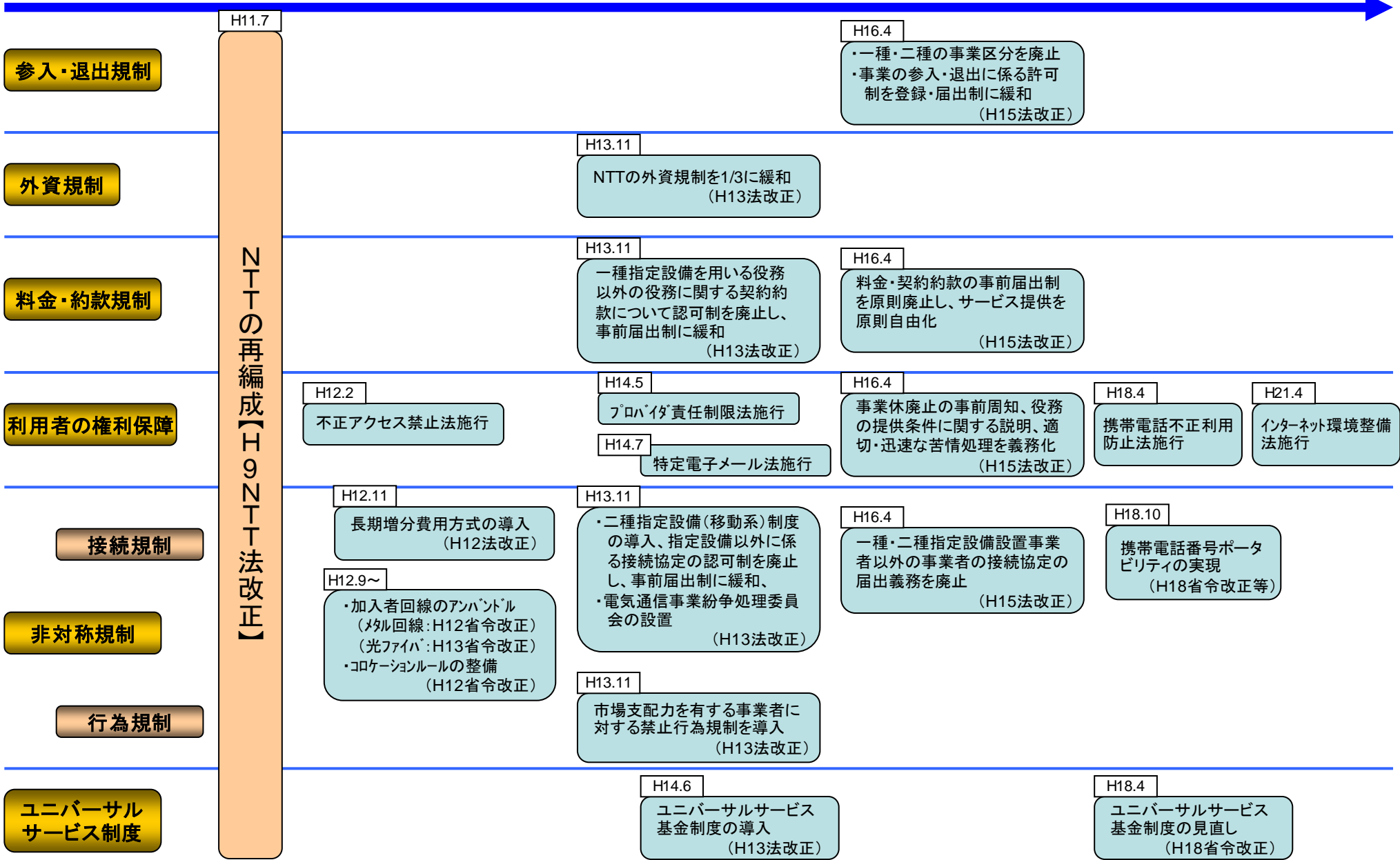
# 電気通信事業法の競争の枠組みの変遷①

(年月は施行時点)



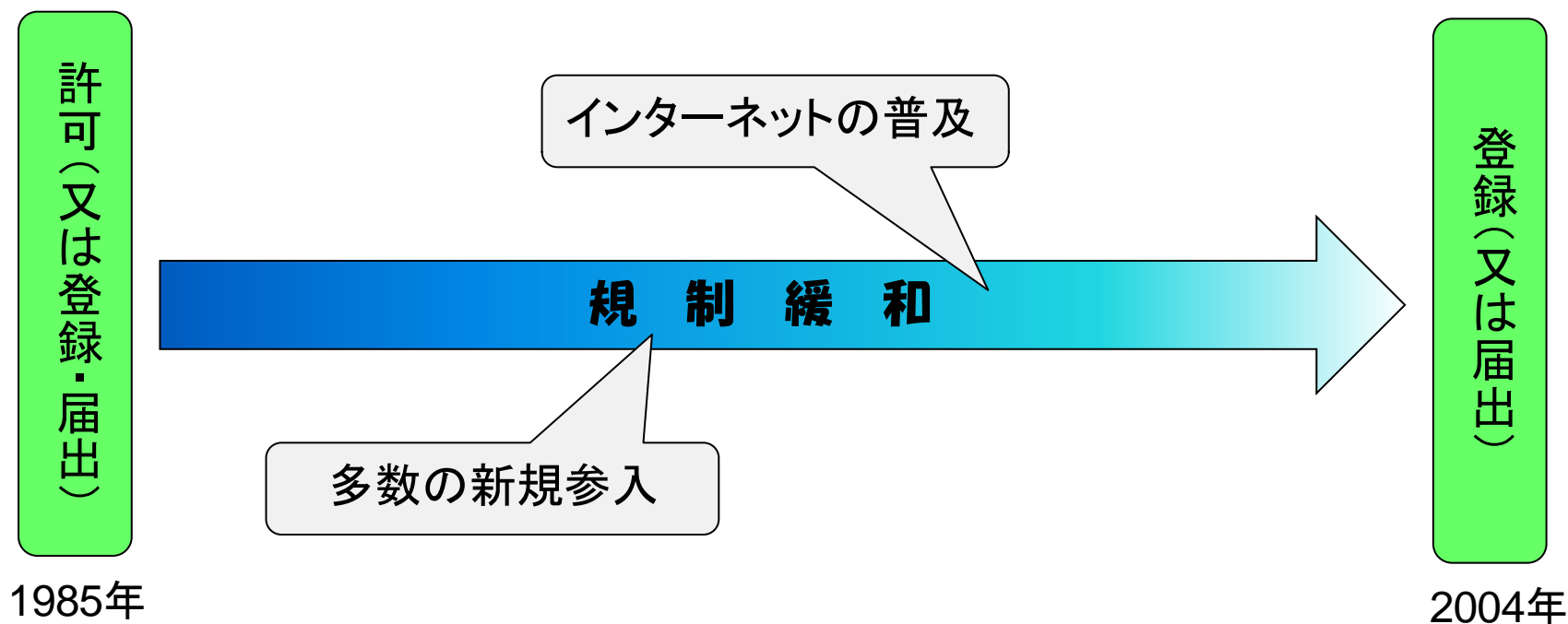
# 電気通信事業法の競争の枠組みの変遷②

(年月は施行時点)



# 電気通信事業への参入規制

- 法制定時(1985年)、電気通信市場への参入に当たり、電気通信事業の公共性を考慮して、サービス提供の基盤となるネットワークを自ら保有する事業者(第一種電気通信事業者)には「許可」、ネットワークを借りてサービス提供を行う事業者(第二種電気通信事業者)には「登録」又は「届出」が必要とされていた。
- 2004年、インターネットの普及や事業者間競争の進展を考慮して、**許可制を廃止**。一定規模のネットワークを有する場合は「登録」、そうでない場合は「届出」に**規制緩和**。



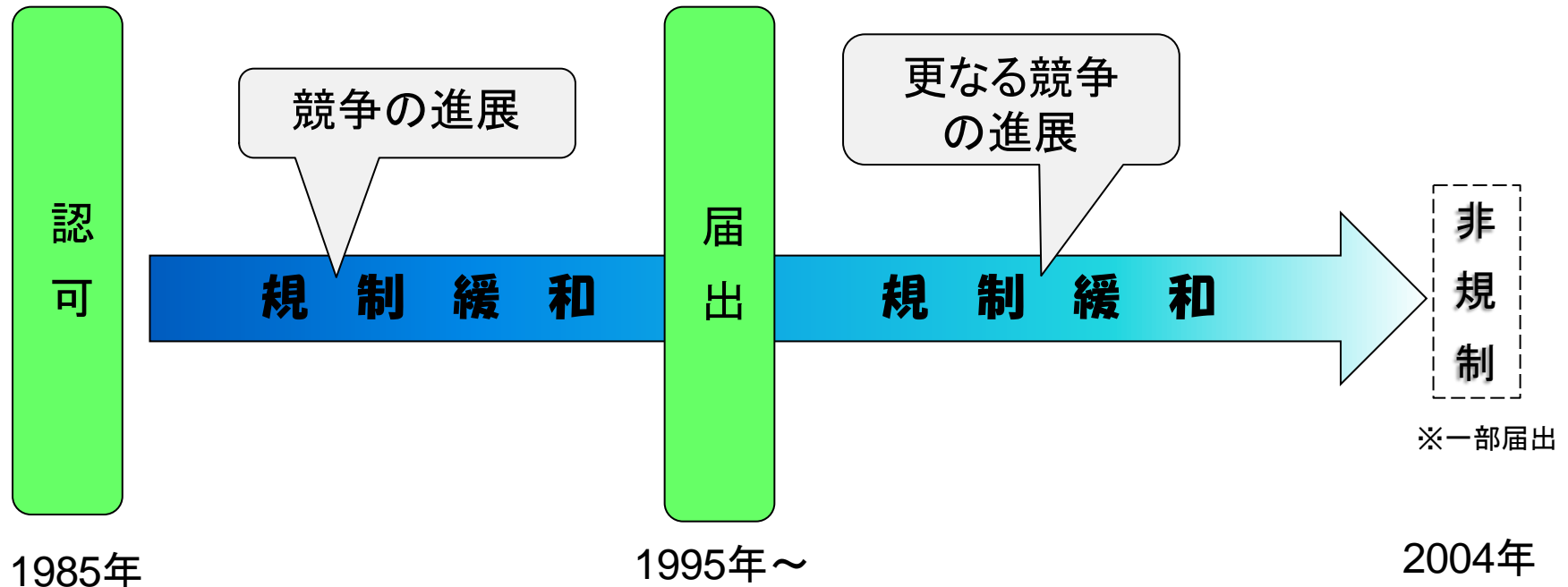
# 利用者料金に関する規制

■法制定時(1985年)、利用者料金(第一種電気通信事業)については、その適正性を確保するため、「**認可制**」とされていた。

■その後、市場での競争の進展度合いを踏まえて、**順次「届出制」への規制緩和**を実施。

■2004年には、実質的な競争の進展を踏まえ、「**届出制**」も**廃止**し、利用者料金については、**原則「非規制」**とされた。

※)NTT東西の加入電話等利用者の利益に及ぼす影響が大きく市場支配的なものについては、市場メカニズムを補完する観点から、届出制(一部プライスカップ規制を適用)とされている。



全ての電気通信サービス

## 非規制

- ・競争事業者の電話（通話等）
- ・競争事業者の専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話、PHS
- ・インターネット接続サービス 等

ボトルネック設備を用いる市場  
支配的なサービス  
(指定電気通信役務)

- NTT東西の
- ・Bフレッツ
  - ・フレッツISDN
  - ・ひかり電話
  - ・一般専用サービス等
  - ・オフトーク通信

## 届出

国民生活に不可欠なサービス  
(基礎的電気通信役務)

競争事業者の電話  
(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

NTT東西の加入電話  
(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

NTT東西の第一種公衆電話  
(市内通話、離島特例通話、緊急通報)

プライスカップ規制対象サービス  
(特定電気通信役務)

NTT東西の加入電話（市内通話、県内市外通話等）

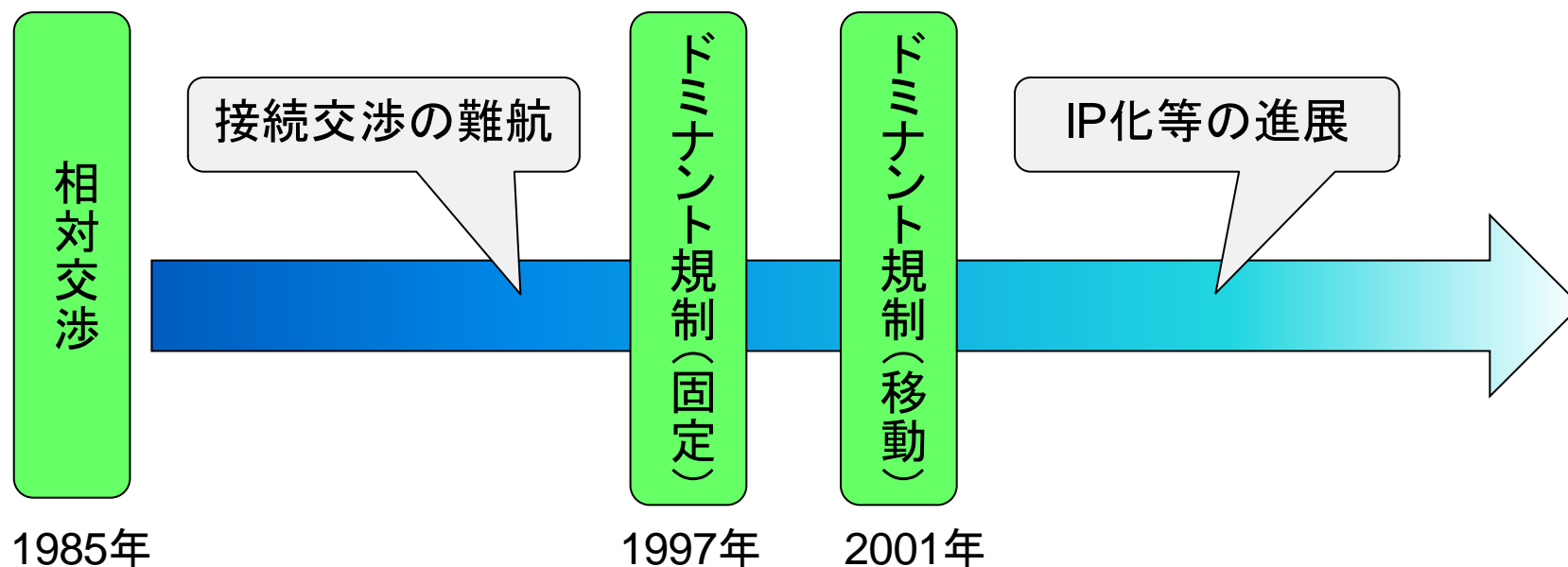
NTT東西のISDN（加入者回線アクセス、市内通信、  
県内市外通信）

NTT東西の公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

## 届出

# ドミナント事業者に対するネットワークの開放義務

- 法制定時(1985年)、ネットワークの貸出料(接続料)は、事業者間の相対交渉により定めるスキームであったが、サービスが多様化する中で接続の交渉が難航。
- このため、**固定通信市場では**、アクセス回線のボトルネック性に着目した制度として、**97年にドミナント規制を導入**。アクセス回線シェア50%超を有する事業者に対し、**接続料の約款化(認可制)**を義務付けるとともに、ネットワーク設備を**細分化して貸し出す制度(アンバンドル制度)**を導入。
- 制度導入時には、NTTの固定電話網を対象。その後、IP化等の進展に対応し、ブロードバンド網(NGN等)も対象に。
- また、**移动通信市場では**、**01年にドミナント規制を導入**。**端末設備シェア25%超を有する事業者に対し、接続料の約款化(届出制)**を義務付け。

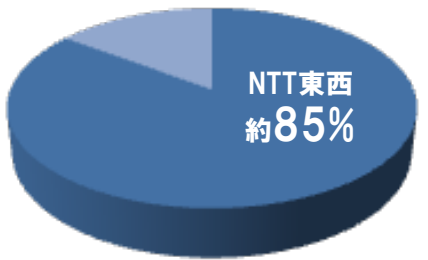




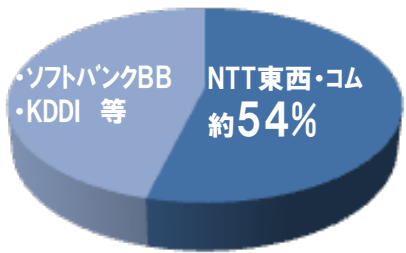
# 契約数等の事業者シェア

## サービス別契約数等シェア(2009年3月末)

### 加入電話

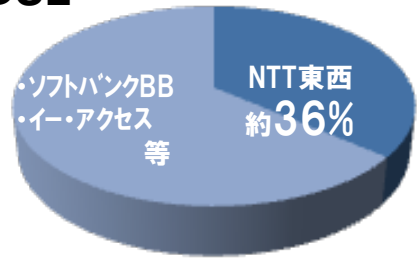


### IP電話

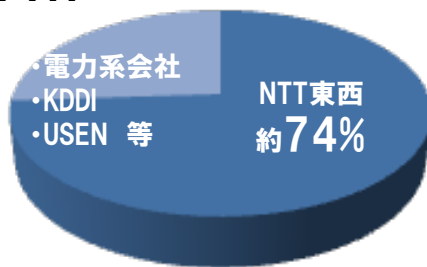


### ブロードバンド

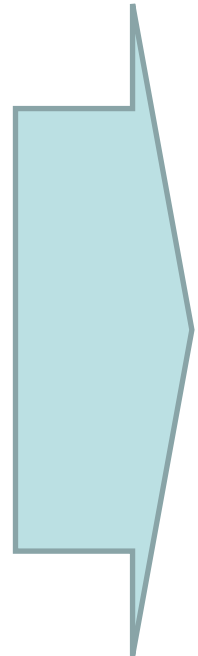
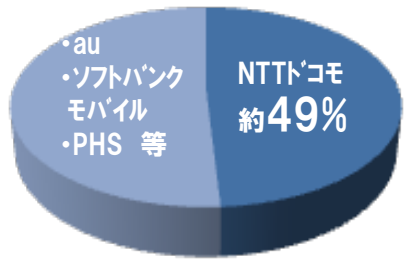
#### ADSL



#### FTTH



### 携帯電話・PHS

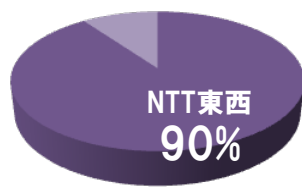


※ 主要な電気通信事業者におけるシェア

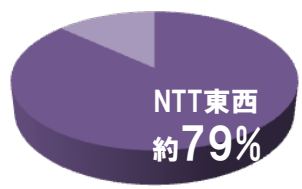
## <参考:回線数シェア>



メタル回線



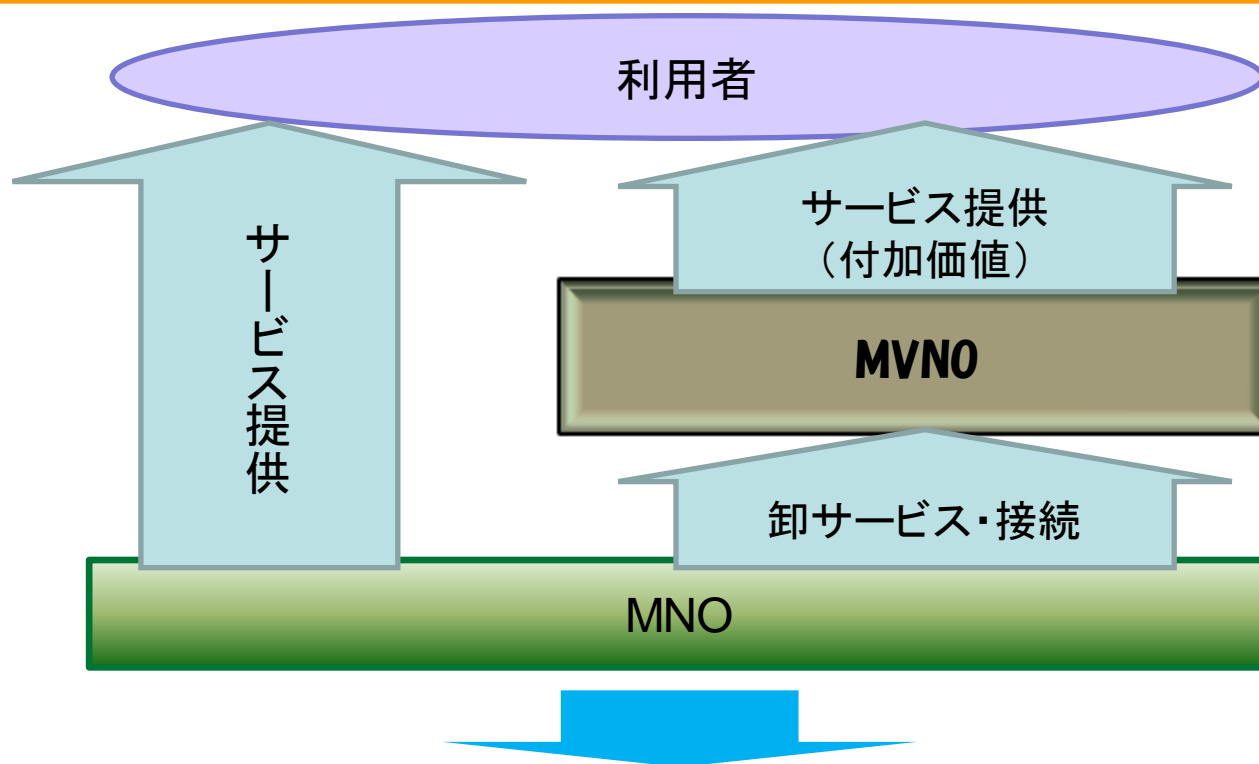
全回線



光ファイバ回線

# MVNOの新規参入の促進

- MVNO (Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者) とは、自ら無線局を開設・運用することなく、移動通信事業者 (MNO: Mobile Network Operator) の提供する移動通信サービスを利用すること等により、利用者に対し移動通信サービスを提供する電気通信事業者。
- 急速な技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規 (電気通信事業法及び電波法) の適用関係の明確化を図ることを目的として、02年に「MVNO事業化ガイドライン」を策定。



MVNOの新規参入によるサービス多様化、移動通信市場の活性化

# MVNOの参入例

(各社のウェブページ等を基に作成)

## みまもりホットライン(象印マホービン)

- NTTドコモのMVNOとして提供
- 無線通信機を内蔵した「iポット」を使うと、その情報がネットワークを介して、携帯電話やパソコンから確認できるサービス
- 契約料5,250円(税込)、利用料3,150円/月(税込)



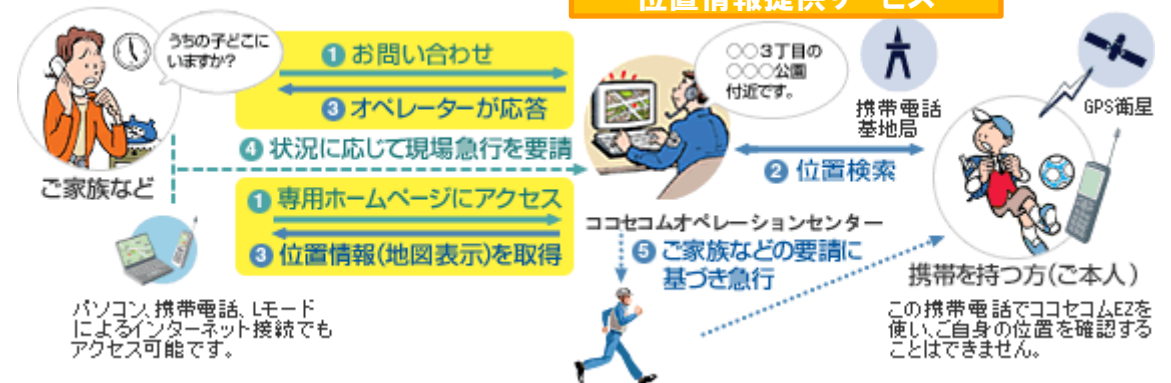
## ディズニーモバイル(ウォルト・ディズニー)

- ソフトバンクモバイルのMVNOとして提供
- ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス
- ホワイトプラン(月額基本料980円、ディズニーモバイル・ソフトバンク携帯電話宛はメールし放題、1時~21時通話料無料)等



## ココセコム(セコム)

- KDDI又はNTTドコモのMVNOとして提供
  - 位置情報サービス(ココセコム対応携帯を持っている人の位置情報を携帯電話等の画面で確認できるサービス)、救急信号サービス、現場急行サービス
  - 加入料金3,675円、基本料金262.5円/月
    - 位置情報提供料金: 210円/回(電話の場合)
    - 現場急行料金: 10,500円/回
- (上記金額は、いずれも税込)



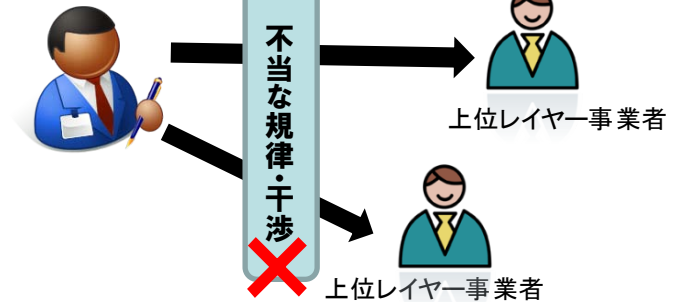
## 上位レイヤー事業者に関する電気通信事業法の規律

### ■ 検閲の禁止、通信の秘密の保護

#### 市場支配的事業者による不当な規律・干渉の禁止

- 市場支配的な電気通信事業者は、上位レイヤー事業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉してはならない。

市場支配的な電気通信事業者



#### 電気通信事業者による不当な差別的取扱いの禁止

- 総務大臣は、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている電気通信事業者に対し、業務の方法の改善を命ずることができる。

総務大臣

業務改善命令

電気通信事業者

不当な差別的取扱い

A

B

C

# ユニバーサルサービス制度の概要

## 1 ユニバーサルサービス制度の仕組み

### ① ユニバーサルサービスとは

あまねく日本全国で提供されるべきサービス(あまねく電話)

☞ NTT東西の**加入電話(基本料)**、**公衆電話**、**緊急通報**が該当

### ② ユニバーサルサービス制度

地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域における競争の進展により、従前のようにNTT東西だけで日本全国の電話網の維持コストを負担するのは困難。



ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している電気通信事業者も**応分の負担**

(携帯電話事業者、固定電話事業者、IP電話事業者)

## 2 ユニバーサルサービス制度の現状

■06年度から制度が本格的に稼働

■前年度のユニバーサルサービス収支に基づき、NTT東西の補てん対象額を算定

■稼働電気通信番号数に応じて負担金を負担

〔42社中39社(09年7月1日現在)が「ユニバーサルサービス料」として利用者に転嫁〕

認可年度	06年度	07年度	08年度
補てん対象額	153億円	136億円	181億円
番号単価	7円/月・番号	6円/月・番号	8円/月・番号

FTTHなどのブロードバンドや携帯電話は、地域住民の生活向上や地域産業の活性化に欠かせないものとなっており、採算性の問題等から民間事業者による展開が困難な地域について施設整備支援(地域情報通信基盤整備交付金(ICT交付金))等を実施。



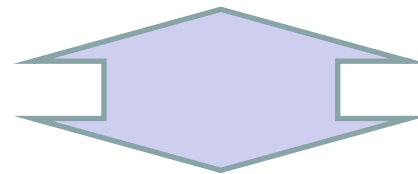
## 2010年度目標

ブロードバンド・ゼロ地域の解消  
超高速ブロードバンド90%以上

→ **世界最高水準のブロードバンド基盤**



**2010年度末を待たずに達成の見込み**



他方、ブロードバンド普及状況はOECD加盟国中17位

# 利用者の権利保障に係る規制の概要

## 電気通信事業法の目的

■ **電気通信役務の円滑な提供を確保**するとともにその**利用者の利益を保護**し、もつて**電気通信の健全な発達**及び**国民の利便の確保**を図り、公共の福祉を増進する(§1)。



## 利用者の権利保障に係る基本的ルール

### 利用の公平

電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない(§6)

### 提供義務※

正当な理由なく役務の提供を拒んではならない(§25)

### 契約約款の公表・提示※

契約約款を公表するとともに、公衆の見やすいように掲示しておかなければならない(§23)

※ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が対象

## 個別の利用者への対応に関するルール

### 提供条件の説明(事前の措置)

契約締結に際して料金その他提供条件の概要について説明しなければならない(※)(§26) ※契約代理店も対象

### 苦情等処理(事後の措置)

業務の方法、役務についての利用者からの苦情等について適切かつ迅速に処理しなければならない(§27)

### 休廃止の周知(休廃止時)

事業を休止又は廃止しようとするときは、利用者に対し、その旨を周知させなければならない(§18Ⅲ)

## 違反があった場合の担保措置

### 業務の改善命令

総務大臣は電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる(§29)

※ 業務改善命令に対する違反については200万円以下の罰金

※ 近未来通信の事件を踏まえ、2007年に業務改善命令の要件を見直し



# インターネット上の違法・有害情報等に関する取組み

**違法な情報**

権利侵害情報

〇〇はセクハラをしている(名誉毀損)  
音楽ファイル(著作権侵害)

**対策**

事業者による情報の削除等の自主的対策及び発信者情報開示による被害者救済を支援

プロバイダ責任制限法及び関係ガイドライン

**その他の違法な情報**

児童ポルノ・わいせつ物  
麻薬売買の広告

**対策**

事業者による情報の削除等の自主的対策を支援

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

SPAMメール

広告や宣伝の手段として送信する電子メール

**対策**

**違法ではない情報**

公序良俗に反する情報

人の尊厳を害する情報(死体画像)  
自殺を誘引する書き込み

**対策**

事業者による約款に基づく情報の削除等の自主的対策を支援

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(06年11月)に基づく事業者の自主的な対応を支援

**青少年に有害な情報**

アダルト、出会い系サイト  
暴力的な表現

**対策**

フィルタリングサービスの提供を一層促進

総務大臣要請に基づくモバイルフィルタリングの原則化(親権者の意思確認)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)

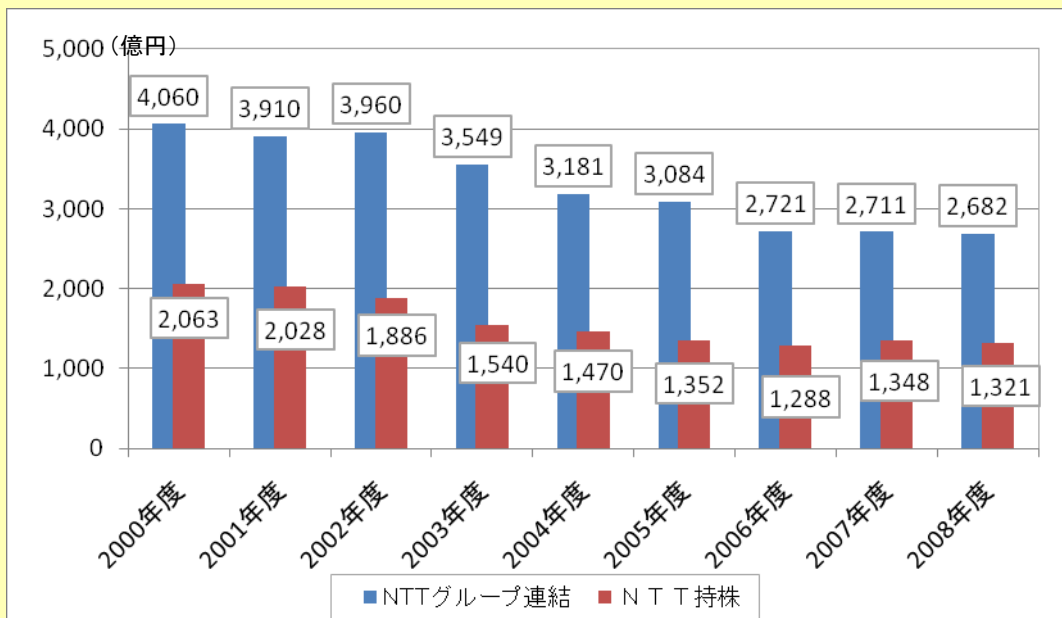
同意のない者等への送信の禁止

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律



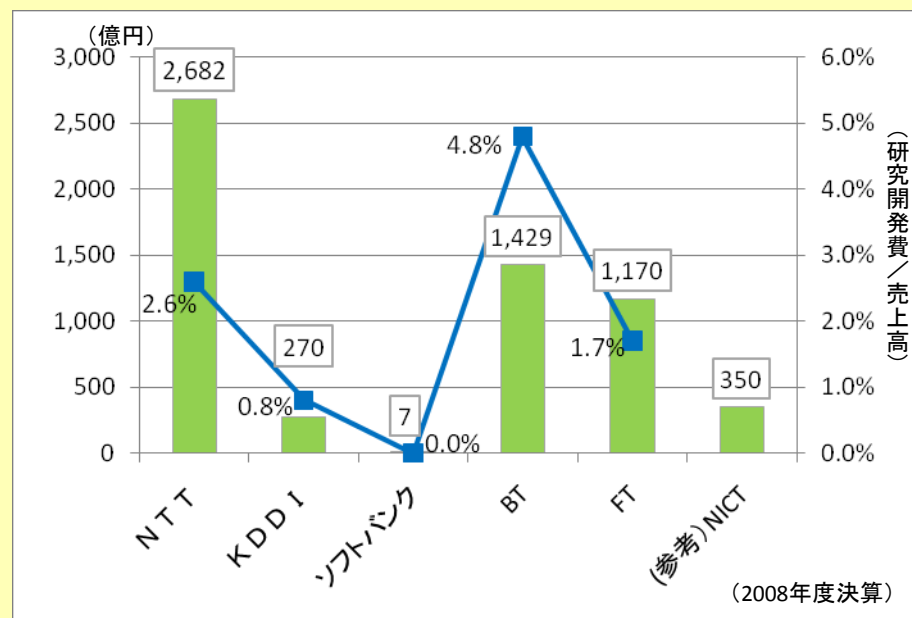
# 我が国の電気通信分野における研究開発の現状

NTTの研究開発費の推移



(出所) NTTのIR情報から作成

主要電気通信事業者の研究開発費(連結)比較



(出所) 各社のIR情報から作成

● (参考1) 日本のベンダー各社の研究開発(2008年度)

企業名	研究開発費①	総売上高②	割合(①/②)
NEC	3,465億円	42,156億円	<b>8.2%</b>
日立製作所	4,165億円	100,004億円	<b>4.2%</b>
富士通	2,499億円	46,929億円	<b>5.3%</b>

(出所) 各社のIR情報から作成

🇺🇸 (参考2) 米国のベンダー各社の研究開発(2008会計年度)

企業名	研究開発費①	総売上高②	割合(①/②)
Juniper	731百万ドル	3,572百万ドル	<b>20.5%</b>
Cisco Systems	5,153百万ドル	39,540百万ドル	<b>13.0%</b>
IBM	6,337百万ドル	103,630百万ドル	<b>6.1%</b>
Intel	5,722百万ドル	37,586百万ドル	<b>15.2%</b>

(出所) 各社のIR情報から作成